

IV 支援対象となる取組・作物（全国共通取組）

全国共通

1

環境こだわり農産物の生産と
カバークロップの作付

対象作物

交付単価

全作物

6,000円
/10a

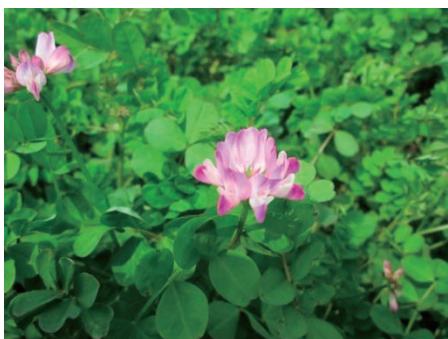
○環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、レンゲやヘアリーベッチ等の緑肥を作付けする取組（秋冬播きは概ね4か月以上の栽培期間が必要）

《チェックポイント》

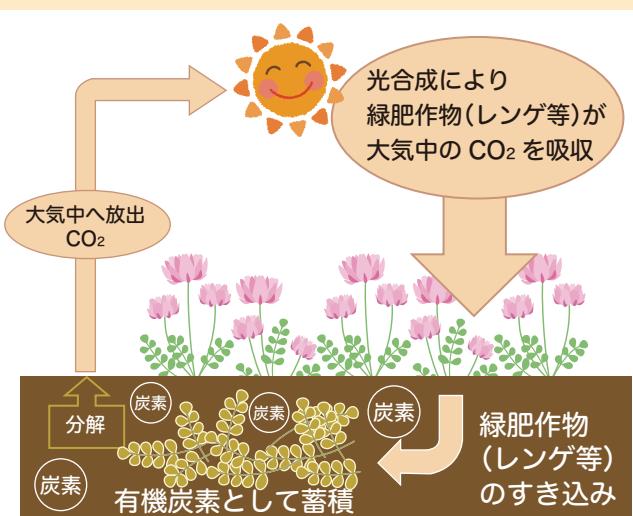
- 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが確実と認められること
- 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、全ての地上部（緑肥）を土壤に還元すること

※適正な栽培管理の基準

カバークロップがほ場の概ね8割以上を覆っていることとして、原則として4月以降に確認し、判断します。



地球温暖化防止効果【カバークロップ、リビングマルチ】



緑肥（カバークロップやリビングマルチ）を作付けして農地土壤にすき込むことで、土壤中の炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に貢献します。

緑肥を土壤にすき込むことで、緑肥等が生育中に吸収したCO₂を有機炭素として土壤中に蓄積します。土壤中の有機炭素の一部は時間とともに分解されますが、分解される有機炭素の量よりも土壤に残った有機炭素の量が多いければ土壤中の炭素貯留量は増加します。

全国共通

2

環境こだわり農産物の生産と リビングマルチ

対象作物

全作物

交付単価

5,400円※/10a

※小麦・大麦・イタリアンライ
グラスの種子を使用する場合
は3,200円/10a

○作物のうね間に麦類や牧草等を作付けする取組

《チェックポイント》

- ・ 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが確実と認められること
- ・ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、全ての地上部（リビングマルチ）を土壤に還元すること



全国共通

3

環境こだわり農産物の生産と 草生栽培

対象作物

果樹・茶

交付単価

5,000円

/10a

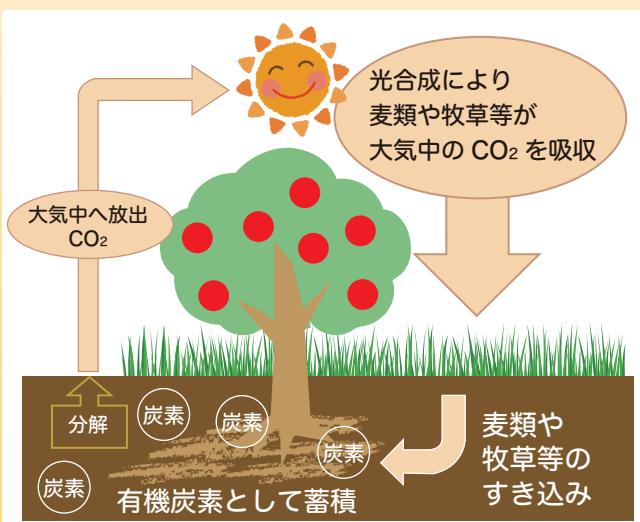
○園地に麦類や牧草等を作付けする取組

《チェックポイント》

- ・ 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが確実と認められること
- ・ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、全ての地上部（麦類や牧草等）を土壤に還元すること



地球温暖化防止効果【草生栽培】



園地に麦類や牧草等を作付けして農地土壤にすき込むことで、土壤中の炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に貢献します。

麦類や牧草等を土壤にすき込むことで、麦類等が生育中に吸収したCO₂を有機炭素として土壤中に蓄積します。

土壤中の有機炭素の一部は時間とともに分解されますが、分解される有機炭素の量よりも土壤に残った有機炭素の量が多ければ土壤中の炭素貯留量は増加します。

全国共通

5

有機農業 (オーガニック農業)

対象作物

全作物

交付単価

12,000円※

/10a

※ 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は2,000円を加算（注）

※ そば等雑穀・飼料作物の場合は3,000円/10a

○国際水準の有機農業の取組

「国際水準の有機農業」とは、
有機JAS規格に合致する水準で実施されている有機農業です。

※ 有機JAS認証の取得を求めるものではありません



《チェックポイント》

- (1) 生産過程（種子や苗を含む）において化学肥料や化学合成農薬などの使用禁止資材を使用しない
- (2) 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあっては播種又は植付け前2年以上、化学肥料や化学合成農薬などの使用禁止資材を使用しない⇒継続的に同じほ場で取り組むことが必要です
※1回目の転換期間中（2年間（多年生作物は3年間））も支援対象となります。
- (3) 耕種的防除、物理的防除、生物的防除、またはこれらを適切に組み合わせた方法により、病害虫・雑草防除を行う
- (4) 周辺から使用禁止資材が飛来・流入しないよう必要な措置をとる
- (5) 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わない

※令和5年度から、土づくり技術の導入計画の提出は廃止されました。
土づくりは、みどりのチェックシートの取組の中で継続してください。

（注）加算措置（そば等雑穀・飼料作物は対象となりません）

- ・ 土壤診断※¹を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれか※²を行うと、2,000円/10a加算されます。
※1 土壤診断の必須項目は、水田の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地の場合はECです（代表的なほ場1か所以上）。
- ※2 堆肥の施用は⑥、カバークロップは①、リビングマルチは②、草生栽培は③の取組と同一要件で実施します（6、7、9ページ参照）。

有機JAS認証を取得しましょう！

有機JASの認証を受けると「有機〇〇」「オーガニック〇〇」と表示して、販売できます。

県ではオーガニック米やオーガニック茶の生産拡大・販売促進に力を入れており、「オーガニック」と表示して販売できるよう有機JAS認証の取得を推進しています。



- ・ 有機JAS認証を取得しない場合は、他の有機農業に取り組む農業者の現地確認への協力を市町からお願いすることがあります
- ・ また、現地確認を受ける際は、必ず立ち会う必要があります

全国共通

6

環境こだわり農産物の生産と 堆肥の施用

対象作物

交付単価

全作物

4,400円
/10a

○環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、堆肥を施用する取組

《チェックポイント》

- 購入伝票等により、標準量以上の投入を行ったことが確実に認められること
(標準量 水稲：おおむね 1 t /10a、水稻以外：おおむね 1.5 t /10a)
- C/N比が10以上の堆肥であって腐熟したものを使用すること
(注) 一般的に牛ふん堆肥は対象となるが、鶏ふん堆肥は対象外となる
自家製造堆肥や無償で入手した堆肥についても、C/N比が10以上と確認できれば対象となる
- 土壤診断を実施した上で、適切な堆肥の施用を行うこと

全国共通

18

環境こだわり農産物の生産と 不耕起播種

対象作物

交付単価

麦・大豆

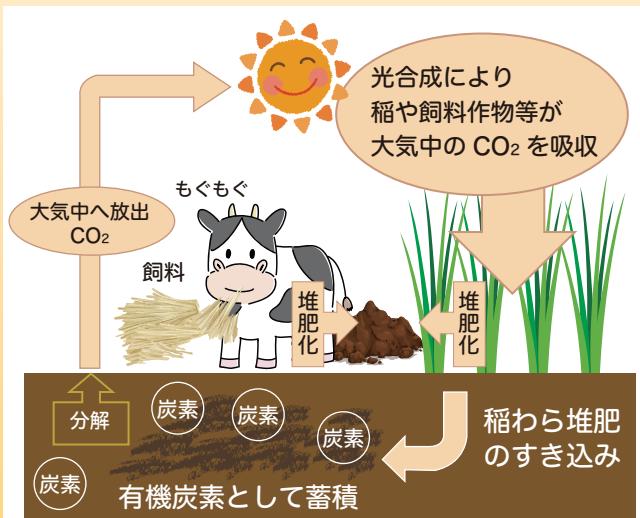
3,000円
/10a

○前作物の収穫後に耕起を行わずに播種する取組

《チェックポイント》

- 播種部分のみを耕起する不耕起播種専用の機械で播種する
- 播種前に茎葉処理型の除草剤を散布する

地球温暖化防止効果【堆肥の施用】



堆肥（有機物）を農地土壤に施用することで、土壤中の炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に貢献します。

わらや家畜ふん等から製造した堆肥を土壤にすき込むことで、稻や飼料作物が生育中に吸収したCO₂を有機炭素として土壤中に蓄積します。

土壤中の有機炭素の一部は時間とともに分解されますが、分解される有機炭素の量よりも土壤に残った有機炭素の量が多ければ土壤中の炭素貯留量は増加します。

全国共通

19

環境こだわり農産物の生産と
長期中干し

対象作物

水稻

交付単価

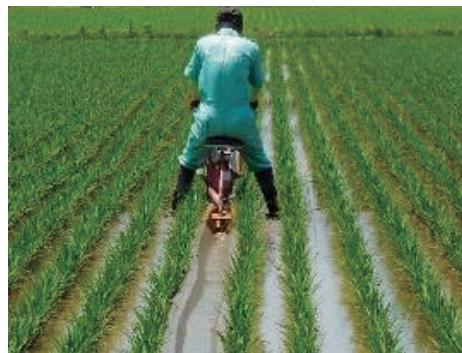
800円

/10a

○溝切りを実施した上で14日間以上の中干しを実施する取組

《チェックポイント》

- ・ 1本/10a以上の溝切りを行う
(溝切りは必須)



全国共通

20

環境こだわり農産物の生産と
秋耕

対象作物

水稻

交付単価

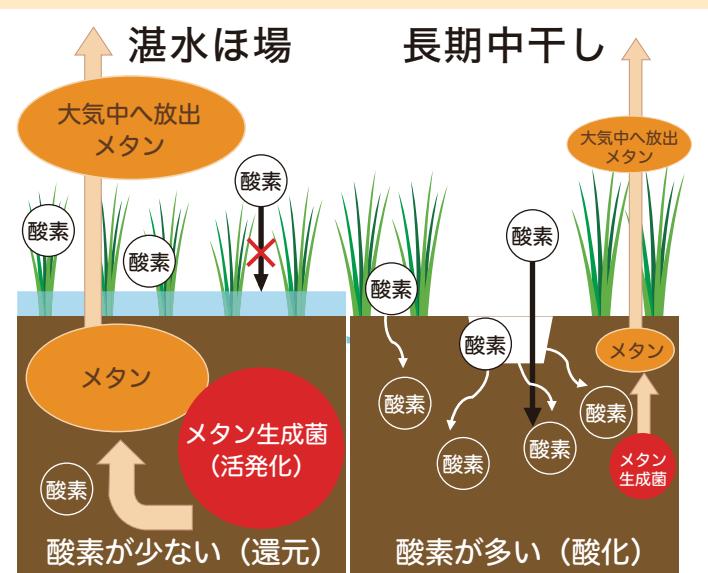
800円

/10a

○収穫後に耕うん（秋耕）を実施する取組

《チェックポイント》

- ・ 翌春に水稻の作付け（湛水）を行う
- ・ 湛水の4か月以上前に耕うんを実施する
(例) 翌年の5月1日に入水する場合は12月31日に耕うんする

地球温暖化防止効果【長期中干し】

水田において長期間の中干しを行することで水田土壌をより酸化的にし、嫌気性のメタン生成菌の活動を抑制してメタン（温室効果ガス）の排出を削減します。

V 支援対象となる取組・作物（地域特認取組）

地域特認

4

環境こだわり農産物の生産と 冬期湛水管理

対象作物

水稻★

交付単価 8,000円※以内 /10a

※①畦補強を行わない場合は7,000円
②冬期湛水のための有機質肥料の購入・
投入実態がない場合は5,000円※
①②の両方に該当する場合は4,000円

- 冬の期間、水田に水を張る取組
2か月以上の湛水状態の期間を確保する必要があります

※ 購入伝票等が3,000円/10a以上
となるように施用してください。



《チェックポイント》

- 2か月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置と漏水防止措置が講じられていること
- 市町等が作成した地域の生物多様性保全に関する計画に即した取組であること

地域特認

7

環境こだわり農産物の生産と 炭の投入

対象作物

水稻★・野菜・
果樹・茶

交付単価

5,000円以内
/10a

- 環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、炭（木炭・竹炭・粉碎くん炭などの植物を炭化して製造した炭）を投入する取組



地域特認

8

環境こだわり農産物の生産と IPMの実践、畦畔の人手 除草および長期中干し

対象作物

水稻★

交付単価

4,000円以内
/10a

- IPMの実践、畦畔の草刈機等による除草、および14日間以上の中干しを実践する取組（溝切りを原則行う）

《チェックポイント》

- 滋賀県水稻IPM実践指標（24ページ参照）のうち8項目以上を実践していること
- 畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上行っていること※1
※1 グランドカバープランツを植栽した場合も対象となりますが、草刈り等の管理は概ね4回以上行う必要があります。
- 中干しは生育中期に1本/10a以上の溝切りを原則として行い※2、
14日以上実施していること
※2 ほ場条件などによって溝切りを必須としない場合は証明書類を添付



注意！

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で畦畔の草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

地域特認

9

環境こだわり農産物の生産と
希少魚種等保全水田
の設置

対象作物

水稻★

交付単価

3,000円以内
/10a

- 「魚のゆりかご水田」など、水田に魚類が遡上し、繁殖可能な状態に管理する取組



《チェックポイント》

- 魚の遡上時の排水口の堰板操作、飼養時の適切な水管管理、放流時の溝切り等が行われていること

「魚のゆりかご水田米」として販売するには、別途「魚のゆりかご水田米」の認証を受ける必要があります。

地域特認

11

環境こだわり農産物の生産と
緩効性肥料の利用
および長期中干し

対象作物

水稻★

交付単価

4,000円以内
/10a

- 緩効性肥料の施用とあわせて、14日間以上の中干しを実施する取組
(溝切りを原則行う)



《チェックポイント》

- 環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、本田に施用する窒素成分を含む化学肥料の概ね全量を緩効性肥料※1とすること

※1 緩効性肥料：緩効性成分※2の窒素成分が当該肥料の有機質由来を除く窒素成分のうち40%以上を占める肥料

※2 緩効性成分：被覆肥料などの肥効調節型の成分

- 中干しは生育中期に1本/10a以上の溝切りを原則として行い※3、14日間以上実施していること

※3 ほ場条件などによって溝切りを必須としない場合は証明書類を添付

！！被覆肥料の被膜殻の流出防止対策の実施

多くの被覆（緩効性）肥料はプラスチックの殻が肥料成分を覆っています。水田では、肥料成分が溶出した後の被膜殻が水面に浮いて、河川や琵琶湖に流れ出る可能性があります。



《チェックポイント》

被膜殻の流出防止対策として以下のすべてを実施すること

- あぜ塗り等による漏水防止対策
- 浅水代かき等により田植前の強制落水を行わない水管理
- 本田を確認し、被膜殻が浮いている場合は、被膜殻を回収する



★地域特認取組の水稻では飼料用稻（飼料用米、稻WCS）は対象となりません。

**環境こだわり農産物の生産と
緩効性肥料の利用
および省耕起**

12

対象作物

露地野菜

交付単価

8,000円以内
/10a

- 緩効性肥料の施用とあわせて、専用ロータリによる耕うん同時うね立てを実施する取組

《チェックポイント》

- ・環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、本田に施用する窒素成分を含む化学肥料の概ね70%を緩効性肥料※とすること
※緩効性肥料：12ページ参照
- ・省耕起が可能なロータリを用いて耕うんとうね立てを1工程で行うこと



!!! 被覆肥料の被膜殻の流出防止対策の実施

多くの被覆（緩効性）肥料はプラスチックの殻が肥料成分を覆っています。河川や琵琶湖へ流れ出ることが懸念されていることから、被膜殻がほ場外に流れ出る恐れが無いか確認するなどが必要です。

《チェックポイント》

- 樹脂由来の被膜を用いた被覆肥料を利用している場合は、以下の取組を実施すること。
- ・被膜殻がほ場外に流出する恐れがないかを確認すること
 - ・流出の恐れがある場合は対策を行うこと

翌年に水稻を作付ける場合の注意事項

水田では、肥料成分が溶出した後の被膜殻が水面に浮いて、河川や琵琶湖に流れ出る可能性があります。

以下の項目に注意して、被膜殻を流出させないようにしてください。

- ・あぜ塗り等により漏水防止対策を実施する
- ・浅水代かき等により田植前の強制落水を行わない水管理を行う
- ・本田を確認し、被膜殻流出の恐れがある場合は回収に努める

○水生動物が生息できるように、ほ場内に波板やトラクタ等で溝（水路）を設置し栽培期間中湛水状態を保つ取組

《チェックポイント》

- 栽培期間中湛水状態が保てるビオトープを設置していること
- 設置するビオトープの大きさ
幅 : 30cm~60cm
深さ: 10cm~20cm
長さ: 10m以上(10a当たり長さ)

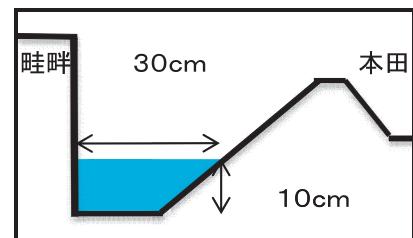


設置例

片側培土板を使用する例



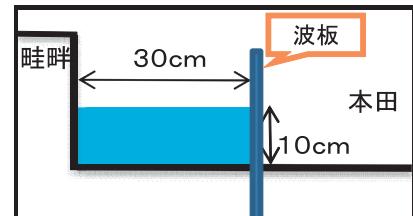
片側培土板を
1つ装着



波板を使用する例



波板を押し込む



注意！

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で「ビオトープ（小溝の設置〔水田内〕）」の経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

地域特認

14

環境こだわり農産物の生産と
水田の生態系に
配慮した雑草管理

対象作物

水稻★

交付単価

4,000円以内
/10a

○水田内の雑草は水産動植物(魚類、甲殻類)に影響を及ぼす恐れのない除草剤1回以内の散布とし、抜き取りで管理するとともに、畦畔の雑草は、除草剤を使わず、草刈機などにより管理する取組

《チェックポイント》

- ・畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上行っていること
- ・本田除草は、(独)農林水産消費安全技術センターの「水産動植物への影響に係る使用上の注意事項(製剤別一覧)」で、水産動植物(魚類、甲殻類)に影響を及ぼす恐れのない除草剤を1回以内の散布とし、概ね4回以上の抜き取り作業をしていること
- ・滋賀県水稻IPM実践指標(24ページ参照)のうち8項目以上を実践していること

注意!

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で畦畔の草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。



地域特認

15

環境こだわり農産物の生産と
IPMの実践

対象作物

①露地野菜
②施設野菜・
果樹・茶

交付単価

①4,000円以内
②8,000円以内
/10a

○滋賀県IPM実践指標(25~28ページ)の必須項目に基づき、ほ場周辺の除草作業および主要害虫の防除を実施するとともに、選択項目も合わせて8項目以上実践する取組

《チェックポイント》

- ・ほ場周辺は、除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上の除草作業を行っていること
- ・IPM実践指標の必須項目にある主要害虫対策として、天敵に影響の少ない「フェロモン剤」、「IGR剤」、「有機農産物の日本農林規格別表2の農薬※」のいずれか1つ以上を用いて適切に防除していること
- ・IPM実践指標(25~28ページ参照)の必須項目と選択項目をあわせて8項目以上実践していること
※別表2の農薬…マシン油乳剤、デンブン水和剤、脂肪酸グリセリド乳剤、石灰硫黄合剤、ミルベメクチン乳剤・水和剤、スピノサド水和剤・粒剤、還元澱粉糖化物液剤など



注意!

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で、ほ場周辺の草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

15

★地域特認取組の水稻では飼料用稻(飼料用米、稻WCS)は対象となりません。

地域特認

16

環境こだわり農産物の生産と
在来草種の草生による
天敵利用

対象作物

果樹

交付単価
4,000円以内
/10a

○果樹害虫の土着天敵が棲息できるように、園内に自生する下草を高く刈って管理する取組



《チェックポイント》

- ・除草剤を使用せず、草刈機などによる草生の管理（草丈：10～40cm）を4回以上実施していること
- ・殺ダニ剤の使用は2回以内とし、草刈機などによる草生管理の翌日に行っていること

地域特認

17

環境こだわり農産物の生産と
緩効性肥料の利用
および深耕

対象作物

茶

交付単価
8,000円以内
/10a

○緩効性肥料を樹冠下に施用するとともに、8～9月に必要に応じてうね間の深耕（深さ10cm以上）を実施する取組

《チェックポイント》

- ・環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、本田に施用する窒素成分を含む化学肥料の65%以上を緩効性肥料※とすること
- ・樹冠下へは緩効性肥料※の概ね全量を施肥すること
※ 緩効性肥料：緩効性成分の窒素成分が当該肥料の有機質由来を除く窒素成分のうち50%以上を占める肥料
- ・深耕が可能な機械などで、整せん枝残さが10cm以上堆積しないようにすること

**！！被覆肥料の被膜殻の流出防止対策の実施**

多くの被覆（緩効性）肥料はプラスチックの殻が肥料成分を覆っています。河川や琵琶湖へ流れ出ることが懸念されていることから、被膜殻がほ場外に流れ出る恐れが無いか確認するなどが必要です。

《チェックポイント》

- 樹脂由来の被膜を用いた被覆肥料を利用している場合は、以下の取組を実施すること
- ・被膜殻がほ場外に流出する恐れがないかを確認すること
 - ・流出の恐れがある場合は対策を行うこと

地域特認 21	環境こだわり農産物の生産と 殺虫殺菌剤・化学肥料 を使用しない栽培	対象作物 水稻★	交付単価 6,000円以内 /10a
------------	---	-------------	--------------------------

○殺虫殺菌剤を使用せず、本田防除は水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れない除草剤1回以内とし、本田で化学肥料を使用しない取組

《チェックポイント》

- ・ 畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上行っていること
- ・ 本田除草は、（独）農林水産消費安全技術センターの「水産動植物への影響に係る使用上の注意事項（製剤別一覧）」で、水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れない除草剤を1回以内の散布とし、概ね4回以上の抜き取り作業をしていること
- ・ 本田に施用する肥料については、化学肥料を使用せず有機質肥料、堆肥などを施用すること

注意！

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で畦畔の草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

取組拡大加算 対象取組：有機農業

除外作物 そば等雜穀 飼料作物	交付単価 新規取組者の面積あたり 4,000円/10a以内
-----------------------	-------------------------------------

○農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受け入れ、定着に向けた技術指導や助言、相談対応等の活動

《チェックポイント》

- ・ 交付金を受給している農業者団体であること
- ・ 同一の農業者団体内に、有機農業の指導を行う十分な知識を有している者、有機農業の指導を受ける者（新たに有機農業に取り組む）の双方があり、事業申請年度に有機農業の取組を行うこと（交付単価12,000円/10aの有機農業の取組を行うこと）
- ・ 有機農業の指導を受ける新規取組者は、過去に有機農業の取組で本交付金を受給していないこと
- ・ 有機農業の指導を行う者は、有機農業の指導を受ける者に対して、定期的（月1回以上が目安）な状況確認を行った上で、技術的な指導、助言、相談対応の活動を行うこと
- ・ 指導を受ける農業者の農場管理シートに指導を受ける予定の内容を記載すること
- ・ 指導を受ける農業者の作業日誌等に指導の記録をつけること

※既に有機農業に取り組んでいる農業者がその面積を拡大する場合は、支援対象となりません。